

新潟県立看護大学キッチンカー等出店事業者 募集要項

1 目的

新潟県立看護大学（以下「本学」という。）において開催するオープンキャンパスの来場者及び本学関係者が飲食できる環境を整備し、生活の安定と利便性の向上を図ることを目的とする。

2 出店場所

本学正面玄関前広場及び本学内食堂（別紙参照）

キッチンカー等の配置箇所はスペースに限りがあるため、出店可能数には制限があります。本学正面玄関前広場はキッチンカー2～3台、本学内食堂は販売ブース1～2ブースを想定しています。出店可能数を上回る場合は、抽選により決定します。

3 販売品目

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物（酒類を除く）とします。

4 応募資格

(1) 次の要件を全て満たす法人又は個人

- ア 公的機関が発行する有効な食品営業許可を有すること。
- イ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有すること。
- ウ 出店期間内において食品営業許可の期限が有効であること。
- エ 損害賠償責任保険に加入していること。

(2) キッチンカーの場合は次の要件も満たすこと

- ア 公的機関が発行する有効な移動食品営業による食品営業許可を有すること。
- イ 出店期間内において移動食品営業による食品営業許可の期限が有効であること。

5 出店制限

次のいずれかに該当する場合は出店できません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜等を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) (3)から(6)に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- (8) 過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- (9) 国税及び地方税を滞納している者

6 出店申請から出店開始までの流れ

- (1) 申請 … 後段の6-1に指定する書類を提出してください。
- (2) 審査 … 提出書類を基に本学が審査します。
- (3) 結果通知 … 審査結果通知書を交付します。本学が出店を認める場合は、申請者に
出店許可証を交付します。
- (4) 貸付料納付 … 無償とします。
- (5) 出店

6-1 申請

提出書類等

- (1) キッチンカー等出店申請書
- (2) 誓約書
- (3) 営業許可書一式の写し
- (4) 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し
- (5) 損害賠償責任保険加入証明書の写し
- (6) 販売車写真画像（ナンバープレートが確認できる写真。販売時の最大幅、最大長さ、
最大高さを記入。）キッチンカーの場合に提出してください。

提出期限は令和8年7月15日(水)午後5時とします。

6-2 審査

本学が審査します。

出店を認める者が出店可能数を超える場合、抽選により決定します。

6-3 結果通知

申請者全員に審査結果通知書を交付します。本学が出店を認める場合は、申請者に
出店許可証を交付します。

通知書等は令和8年7月22日(水)に発送します。

6-4 貸付料の納付

貸付料は無償とします。

7 出店条件

- (1) 出店可能日 令和8年8月2日(日)及び8月3日(月)
注) イベント開催状況等により出店が認められない場合があります。
- (2) 出店時間
原則、午前9時から午後3時の間を出店可能時間とします。
出店については出店者で時間設定が可能です。
それ以外の時間の出店は、本学と協議してください。
- (3) 貸付料
貸付料は無償とします。

(4) 出店の中止について

出店を中止する場合には、令和8年7月31日(金)午前9時までには本学にメールで連絡してください。

(5) 設備

電 気：発電機の持込みは可能です。

水 道：トイレ及び水飲み場は使用可能です。ただし、キッチンカーへの引込みは行わないでください。

ガ ス：無し。プロパンガスは持込み可能です。

ご み：利用者が見やすい位置にごみ箱又はごみ袋を設置し、持ち帰ってください。
出店場所の周囲を清掃してください。

消火器：火気器具を使用する場合は、各自で業務用消火器を設置してください。

仮 設：仮設の休憩所（ベンチ・テーブル・パラソル）などの設置は可能です。
パラソルなどは強風で飛散しないように重石を置くなど、対策してください。
設置箇所は本学と協議してください。

(6) 注意事項

ア 出店許可証を車内又は看板等の見やすいところに掲示してください。

イ 出店者が公序良俗に反する使用をした場合及びその他本学が出店を不相当と判断した場合は、出店許可を取り消すことができるものとします。

ウ 出店者が出店許可の取消しを受けた場合において、出店者に損害が生じても、本学は一切その責めを負いません。

エ 出店権利の第三者譲渡、貸与は禁止します。

オ 出店者は設置スペースを第三者に譲渡、貸与及び出店者同士で交換することはできません。

カ 食品衛生法その他関連法令を遵守し食中毒の防止に万全を期してください。

8 現状復旧

出店者はその責めに帰する理由により、本学施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、本学施設を現状に回復した場合はこの限りではありません。

出店者は、出店場所の使用に当たり、本学又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害が生じても、本学はその責めを負いません。

9 定めのない事項等の処理

本要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、本学と出店者の協議の上、処理するものとします。

【問い合わせ先】

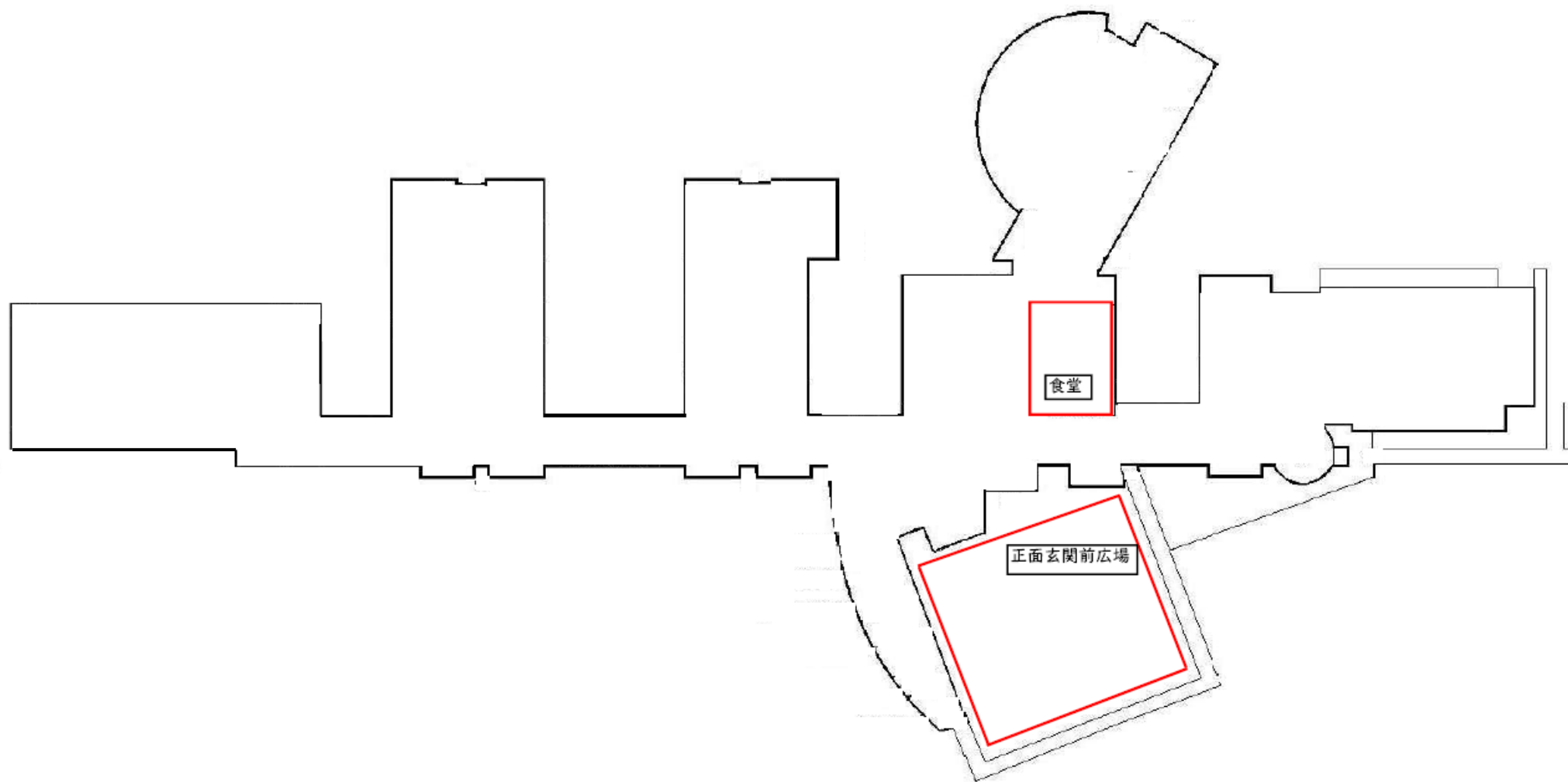
新潟県立看護大学 教務学生課教務係

電 話：025-526-2811

メール：kyoumu@niigata-cn.ac.jp

校舎平面図

別紙



正面玄関前広場

別紙



食堂

別紙

